## News Release

from Kushiro Shinkin Bank

平成29年4月吉日

お客様各位

釧路信用金庫

### しんきん電子記録債権サービス 「業務規程・業務規程細則」改正のお知らせ

日頃より釧路信用金庫をご利用頂き、誠にありがとうございます。

電子記録債権法の一部改正を含む「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成29年4月1日施行)におきまして、電子債権記録機関間の電子記録債権の移動を可能とするための「記録機関変更記録」の手続き等が規定されましたが、「記録機関変更記録」の対応には相応の準備期間が必要なため、同法の施行日時点におきましては、「記録機関変更記録」を取り扱わないこととさせて頂きます。これに伴い、平成29年4月1日から、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則の一部を以下のとおり改正させて頂きますので、お知らせ致します。

記

#### 1. 改正日

平成29年4月1日(土)

#### 2. 改正点

#### (1)業務規程

- ① 記録機関変更記録をしない旨(業務規程第21条関連) でんさいネットにおいては、記録機関変更記録(電子記録債権を電子債権記録機関間で移動させる記録)をしないことに伴う改正。
- ② 発生記録の結果通知での通知内容(業務規程第25条関連) 記録機関変更記録をしない旨を記録したことを、発生記録の結果通知で通知 しないことに伴う改正。
- ③ 業務規程改正時の通知方法の明確化(業務規程第67条関連) 業務規程を改正する場合における、利用者への通知方法の明確化に伴う改正。

#### (2)業務規程細則

① 通常開示での開示事項(業務規程細則第56条関連)

記録機関変更記録をしない旨の記録を、記録事項の通常開示に掲載しないことに伴う改正(記録機関変更記録をしない旨の記録は、記録事項の特例開示に掲載される。)。



#### 3. 新旧対照表

#### (1)業務規程

(1) 未切机性		
新	IB	
(当会社が取り扱う電子記録)	(当会社が取り扱う電子記録)	
第21条 当会社は、次に掲げる電子記録を	第 21 条 当会社は、次に掲げる電子記録を	
する。	する。	
一 発生記録	一 発生記録	
二 譲渡記録	二 譲渡記録	
三 支払等記録	三 支払等記録	
四 変更記録	四 変更記録	
五 保証記録	五 保証記録	
六 分割記録	六 分割記録	
七 信託の電子記録	七 信託の電子記録	
八 強制執行等の記録	八 強制執行等の記録	
2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権	2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権	
の行使のために特に必要と認めた場合に	の行使のために特に必要と認めた場合に	
は、でんさいに係る債権の行使に必要な限	は、でんさいに係る債権の行使に必要な限	
度において電子記録に係る特別な取扱いを	度において電子記録に係る特別な取扱いを	
することができる。	することができる。	
3 当会社は、質権設定記録および記録機関変	3 当会社は、質権設定記録をしない。	
<u>更記録</u> をしない。		
(当会社による電子記録および通知)	(当会社による電子記録および通知)	

- 第25条 当会社は、第23条の電子記録の 請求を受け付けた場合または官公署の嘱託 がされた場合には、遅滞なく(利用者が第 30条第1項第9号または第31条第1 項第7号に掲げる電子記録の日を指定し た場合には、当該電子記録の日以後遅滞な く)、次章で定めるところにより記録原簿に 記録する。
- 2 当会社は、前項の電子記録(口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。)をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容(記録機関変更記録をしない旨を除く)について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。
- 3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

- 第25条 当会社は、第23条の電子記録の 請求を受け付けた場合または官公署の嘱託 がされた場合には、遅滞なく(利用者が第 30条第1項第9号または第31条第1 項第7号に掲げる電子記録の日を指定し た場合には、当該電子記録の日以後遅滞な く)、次章で定めるところにより記録原簿に 記録する。
- 2 当会社は、前項の電子記録(口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。)をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。
- 3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

新	В
(改正) 第67条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。 2 前項の改正の効力は、法第70条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。 3 改正内容および改正日は、当会社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。 4 改正日が到来した後(前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後)、利用者が当会社を利用したときは、改正後の規程を承認したものとみなす。	(改正) 第67条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。 2 前項の改正の効力は、法第70条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。
<u>附 則 (平成29年4月1日改正)</u> (施行期日) 第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。	(新設)

#### (2)業務規程細則

(と)本切が正価の	
新	IB
(債権記録に記録されている事項の開示の請	(債権記録に記録されている事項の開示の請
求の方法等)	求の方法等)
第56条 規程第57条第1項に規定する開	第56条 規程第57条第1項に規定する開
示の請求は、この条に規定するところによ	示の請求は、この条に規定するところによ
りしなければならない。	りしなければならない。
2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各	2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各
号に定める方法でしなければならない。	号に定める方法でしなければならない。
ー 通常開示 窓口金融機関が定める方法	ー 通常開示 窓口金融機関が定める方法
二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面	二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面
を当会社に提出する方法	を当会社に提出する方法
三 残高の開示 次に掲げる方法	三 残高の開示 次に掲げる方法
① 請求日より前の日を基準日として指	① 請求日より前の日を基準日として指
定する場合 窓口金融機関を通じて、当	定する場合 窓口金融機関を通じて、当
会社所定の書面を当会社に提出する方	会社所定の書面を当会社に提出する方
法	法
② 請求日以降の日を基準日として指定	② 請求日以降の日を基準日として指定
する場合 窓口金融機関を通じて、利用	する場合 窓口金融機関を通じて、利用
者データベースに基準日を登録する方	者データベースに基準日を登録する方
法	法
③ 定期的な基準日を指定する場合 窓	③ 定期的な基準日を指定する場合 窓
口金融機関を通じて、利用者データベ	口金融機関を通じて、利用者データベ

新

- ースに定期的な基準日を登録する方法
- 3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、 規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその相続人等ならびに これらの者の財産の管理および処分をする 権利を有する者でなければすることができ ない。この場合において、窓口金融機関に 対し、次に掲げる情報を提供しなければな らない。
  - ー 開示の請求をする者の情報
  - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
  - 三 その他窓口金融機関が定める情報
- 4 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示の請求 は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、 次に掲げる情報を記載した書面を提出して しなければならない。この場合において、 当会社は、当該請求をした者に対し、規程 第 58 条第 1 項または第 2 項に規定する 事実に係る資料の提出を求めることができ る。
  - ー 開示の請求をする者の情報
  - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
  - 三 請求の原因となる事実に係る情報
- 5 第 2 項第 3 号①に掲げる残高の開示の 請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対 し、次に掲げる情報を記載した書面を提出 してしなければならない。
  - 一 残高の基準日
  - 二 残高の開示を請求する利用契約を特定 するための情報
  - 三 その他当会社が定める事項
- 6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高 の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次 に掲げる情報を提供してしなければならな い。
  - 一 残高の基準日
  - 二 残高の開示を請求する利用契約を特定 するための情報
  - 三 その他窓口金融機関が定める情報
- 7 規程第57条第2項に規定する事項は、 次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該 各号に定める事項を開示するものとする。
  - 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 次

IB

- ースに定期的な基準日を登録する方法 3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、 規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその相続人等ならびに これらの者の財産の管理および処分をする 権利を有する者でなければすることができ ない。この場合において、窓口金融機関に 対し、次に掲げる情報を提供しなければな らない。
  - ー 開示の請求をする者の情報
  - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
  - 三 その他窓口金融機関が定める情報
- 4 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示の請求 は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、 次に掲げる情報を記載した書面を提出して しなければならない。この場合において、 当会社は、当該請求をした者に対し、規程 第 58 条第 1 項または第 2 項に規定する 事実に係る資料の提出を求めることができ る。
  - ー 開示の請求をする者の情報
  - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
  - 三 請求の原因となる事実に係る情報
- 5 第 2 項第 3 号①に掲げる残高の開示の 請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対 し、次に掲げる情報を記載した書面を提出 してしなければならない。
  - ー 残高の基準日
  - 二 残高の開示を請求する利用契約を特定 するための情報
  - 三 その他当会社が定める事項
- 6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高 の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次 に掲げる情報を提供してしなければならな い。
  - 一 残高の基準日
  - 二 残高の開示を請求する利用契約を特定 するための情報
  - 三 その他窓口金融機関が定める情報
- 7 規程第57条第2項に規定する事項は、 次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該 各号に定める事項を開示するものとする。
  - 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 次

# News Release

from Kushiro Shinkin Bank

新	IB
に掲げる事項	に掲げる事項
① 開示する債権記録のうち、規程第57	① 開示する債権記録のうち、規程第57
条第 1 項第 1 号または第 2 号に定め	条第 1 項第 1 号または第 2 号に定め
る事項。ただし、 <u>記録機関変更記録を</u>	る事項。ただし、電子記録の訂正また
<u>しない旨、</u> 電子記録の訂正または回復	は回復の年月日および規程第 58 条第
の年月日および規程第58条第1項に	1 項に定める事項を除く。
定める事項を除く。	_
② 開示する債権記録のうち、別表 1 に	② 開示する債権記録のうち、別表 1 に
規定する事項	規定する事項
二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 開	二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 開
示する債権記録のうち、規程第 57 条第	示する債権記録のうち、規程第 57 条第
1 項各号に定める事項	1 項各号に定める事項
三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開	三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開
示請求の対象である利用契約にもとづい	示請求の対象である利用契約にもとづい
てされた債権記録(債務者を支払等をし	てされた債権記録(債務者を支払等をし
た者とする支払等記録がされていないで	た者とする支払等記録がされていないで
んさいに係るものに限る。)のうち、別表	んさいに係るものに限る。)のうち、別表
2に規定する事項	2に規定する事項
8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、2008年に担ばる関ラのままに応じ	8 規程第57条第2項に規定する開示の方
法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じ	法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じ
て、当該各号に定める方法とする。 - 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓	て、当該各号に定める方法とする。 - 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓
一 弟 2 頃弟 1 号に拘ける迪吊用小 心 日金融機関が定める方法	一
二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓	- 日本職機関が足めるガ法 - 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓
二	- 第2項第2号に掲げる特別用が 芯 - 口金融機関を通じて書面を提供する方法
三第2項第3号に掲げる残高の開示当	三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当
ニー	会社が定める方法
附則(平成29年4月1日改正)	(新設)
(施行期日)	\1710A7
第1条 この規程は、平成29年4月1日か	
<u>ら施行する。</u>	

※改正後の業務規程および業務規程細則については、株式会社全銀電子債権ネットワークホームページのトップページに表示されている「業務規程等」から、ご確認いただけます。

以上

【問合せ先】

釧路信用金庫 事務部

TEL:0154-23-9019 (平日 17:00 まで)

